

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条第2項において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定により、医療扶助のための施術者の廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3第2号の規定により告示します。

広島市長 松井 一實

施 術 者	施 術 所		業務の種類	廃 止 年 月 日
	名 称	所 在 地		
梶原 孝一	はりきゅうマッサージ ブルースター 本院	広島市安佐南区緑井三丁目13-8	あん摩マッサージ	令和7年2月2日
			はり・きゅう	
小林 恭久	はりきゅうマッサージ ブルースター 緑井院	広島市安佐南区緑井二丁目29-1	あん摩マッサージ	令和7年2月2日
			はり・きゅう	
平賀 出帆	はりきゅうマッサージ ブルースター大町院	広島市安佐南区大町東二丁目4-16-201	あん摩マッサージ	令和7年2月2日
			はり・きゅう	